

後期高齢者医療制度を廃止せよ！ 退職者連合・地公退などが国会行動を連続

この間、地公退は、三月二十四日に「三・二四地公退首都圏緊急集会」を、自治労協力議員団・日政連議員団の代表などが加わって一〇〇人が衆議院第二議員会館第一会議室で開いて、退職者連合の後期高齢者医療制度廃止要求の行動の先陣をきった。

引き続き、退職者連合は、三月二十六日に国会傍の憲政記念館で開かれた四野党共催の「三・二六後期高齢者医療制度廃止を求める緊急大集会」に、地公退各単産からの九〇人をはじめ二〇〇人が参加した。



四月二四日には中央労福協と退職者連合が「後期高齢者医療制度撤廃を求める国会座り込み行動」を、全体二〇〇人で行い、地公退各組織は、首都圏から九〇人が参加した。五月二二日には、中央労福協と退職者連合が呼びかけた「後期高齢者医療制度撤廃を求める国会座り込み行動・第二弾」にも、地公退から一〇〇人が参加し、退職者連合全体では三〇〇人の行動となった。この日は、眞柄栄吉地公退会長も、退職者連合会長として参加し、「高齢者の怒りで、後期高齢者医療制度の廃止を勝ち取ろう！」と決意表明をした。

四野党提出の廃止法案が参議院で議決される六月六日には、連合現職が「国民の声を聞け！ 今こそ政策転換、後期高齢者医療制度の廃止を」の国会座り込み行動を行い、地公退三〇人を含む

後期高齢者医療制度廃止法案を提出

五月二三日に四野党が共同で参議院に

政府は、高齢者の医療切捨てにつながる後期高齢者医療制度を四月一日から発足させた。この制度については、退職者連合・地公退をはじめ、高齢者を中心にその実施に対する危惧や反対の声が次第に大きくなり、四月一日の制度発足、四月一五日支給の年金からの保険料天引きが行われるに及んで、この制度に対する批判はいっそう高まった。民主党、社民党、共産党、国民新党の四野党は、これらの世論を背景に、二月二八日に後期高齢者医療制度の実施を止めることを主眼にした「健保法の一部改正案」を衆議院に共同で提出したが、実施を阻止することができずに制度を発足させてしまった。

しかし、この制度を存続させることに反対する世論は高まり、四月六日の衆議院・山口補選での民主党候補の勝利の結果などもあり、四野党は、五月二三日に発足した「後期高齢者医療制度を廃止する法案」（内容は下掲）を、野党多数の参議院に提出し、参議院で六月一五日に会期内に採択し衆議院に回付することにした。一方、与党も、一昨年の国会で衆参とも慎重審議抜きに強引な強行採決の連続でこの制度の創設などを内容とする健康保険法改正を行ったにもかかわらず、今日の反対世論の高まりから、制度はそのままにして低所得者の保険料の一部軽減措置を検討している。

一〇〇人が退職者連合から参加した。
第一六九通常国会の会期末・六月一五日（日）が迫る六月一日には、民主党など四野党や中央労福協、退職者連合などが一緒に「後期高齢者医療制度の怒っている会」をつくり、衆・参両院の議員面会所でそれぞれの国会議員に要請する集会を開く。この行動にも、退職者連合は地公退の一〇〇人を含めて二〇〇人が参加する。

制度廃止に向け 退職者連合の団体署名運動

退職者連合は、今国会終了後には「後期高齢者医療制度の廃止を求める」団体署名運動を提起している。これは、福田首相宛の団体（退職者会や退職者会支部・分会）署名を、地公退各組織などの中央加盟組織を通して、また、退職者連合各都道府県組織ごとにはそれぞれの後期高齢者医療広域連合長・知事・市区町村長宛に県内の単会や支部などから団体署名を、八月中に集め九月に入ってそれぞれの宛先に提出し、制度廃止の声を突きつけることにしている。地公退各組織とも、この運動への積極的な取り組みをはじめている。

来年四月に制度の廃止を 野党共同提出の法案

- 民主、社民、共産、国民新党の四野党が五月二三日に参議院に提出をした「後期高齢者医療制度廃止法案」は、
- 平成二〇年四月一日に実施された後期高齢者医療制度を平成二一年九月三〇日に廃止し、四月一日から元の老人保健制度を再導入する。
 - 保険料の特別徴収（年金からの天引き）を平成二〇年一〇月一日までには廃止し、一〇月からは実施しない。
 - 従来被扶養者であった七五歳以上の人からの保険料徴収を半年間（今年九月末まで）凍結する措置を一年間（来年三月末まで）に延長し、それ以外の高齢者の保険料を低所得者中心に今年一〇月一日から軽減する。
 - 七〇〜七四歳の医療費窓口負担の割合に関し、平成九年四月一日以降も一割を堅持する。
 - 政府は必要な財政上の措置を講じ、都道府県・市区町村や保険者（国保、政管健保、健保組合、共済）の負担軽減に配慮する。

ことを主な内容としている。
二月二七日には、四野党が制度の四月一日からの実施を止めることを主眼とした廃止法案を衆議院に提出したが、衆議院ではこの法案の審議に入らず四月一日を迎え制度が実施されてしまった。今度の廃止法案は、その状況を踏まえて、「来年四月に制度を廃止する」「新しい保険料負担などの措置は今年の一〇月までには元に戻す」というものである。
なお、この廃止法案は、参議院で先議され六月六日には参議院で可決され、衆議院に回付される見通しである。

新たな高齢者の負担増と高齢者医療の切捨て

四月発足の後期高齢者医療制度

四月から発足した後期高齢者医療制度は、
(一) 何の医学的根拠もない七五歳を区切って七五歳以上全員を対象にした制度は、大地に根を張って伸びている樹木の先の部分だけを切って大地から鉢に移し、少ない土・少ない水・栄養分だけで立枯れを待つようなもので、各県に違いがあっても二年毎の保険料見直しで被保険者にかかる医療費全体の一割を担う保険料のさらなる引上げは間違いない。△不安定な基盤▽



- (二) 県内の市町村が半強制的に集まってつくる制度運営主体の県への広域連合は責任を負う者が不明確な上、被保険者の制度への参加・意見反映が事実上不可能といえる。△被保険者参加できず▽
- (三) 七五歳以上全員が保険料負担者となり、これまで被扶養者であった人も新しく保険料負担者となる。△被扶養者も保険料負担▽
- (四) 七五歳以上で年一八万円以上の年金受給者の保険料は、六五歳～七四歳の国民健康保険料も同じく、特別徴収(年金から天引

労働基本権(協約締結権)が前進 公務員制度改革法が修正成立か

今一六九通常国会の中で、衆議院内閣委員会で審議が行われてきた公務員制度改革(国家公務員制度改革基本)法案が、民主党と与党間で協議し政府原案をいくつかの点を修正することでまとまり、修正法案が五月二十九日に本会議を通過、三〇日から参議院審議に入り、会期中に委員会・本会議で採決・成立する見通しである。

政府案に対して修正が行われたのは、①「内閣人事庁」を「内閣人事局」の変更、②内閣人事庁が「総合職」試験合格者を各府省に配属するという規定を削除、③政務専門官の設置や官僚の政治家への接触制限の規定を削除、代わりに接触の記録作成、情報公開の徹底、④労働基本権について、「検討する」から「自律的労使関係制度を措置する」に変更、などである。

この法案で、労働基本権について、ILOなどから公務員の労働基本権について改善の指摘を受けた時や、過去の公務員制度審議会の結論などで政府がずっと使い続け、その後何もしないままできた「検討する」という語句が「措置する」ことに代わったことの意味は大きい。この修正項目について、衆議院審議の際に、①権利付与の対象となるのは、現在否認されている非現業公務員の労働協約締結権、②交渉・協約事項の対象に、賃金を含めるかなどの具体的内容を政府が検討する、③現行制度は、非現業公務員は協約締結権が付与されておらず使用者(政府)は人事院の勧告に拘束されるという制限下であり、労使による自律的な決定は望めない。この現状を鑑みて、政府が「自律的労使関係制度の確立を措置する」ことを求める、などが明確にされた。なお、地方公務員の労働基本権についても、政府は国家公務員との整合性をもって検討することになっている。

公務労協は、参議院審議で「修正改革法の補強」を追求するとともに、早期の非現業公務員の協約締結権付与の具体化に全力を挙げることとしている。また、法案には、これも公務労協が強く求めていた「定年を年金受給資格年齢にあわせ六五歳まで延長する」方向も打ち出されている。

組合費のチェックオフ禁止条例 退職者会にも影響する大阪市の組合攻撃

大阪市議会は、三月二十八日に、組合費のチェックオフ制度を認めていた「職員給与条例」を改正してチェックオフを禁止すること

き)される。△保険料の年金からの天引き▽

- (五) 年間一八万円以下の年金受給者は保険料を一年以上滞納すれば、「保険証」に換わる「資格証明書」が発行され、かかった医療費は全額自己負担となってしまふ。△滞納者は医療費全額負担▽
- (六) この制度の被保険者には新診療報酬制度で、
 - ① 入院期間短縮(病院追い出し)の誘導で終末期医療を在宅化して医療費を圧縮する。△終末期医療の在宅化強制▽
 - ② 在宅での医学管理から看取までの主治医制度により、患者のフリーアクセス(自由選択)が制約される。△医師選択の制約▽
 - ③ 七五歳以上の慢性疾患診療には「月六、〇〇〇円の定額包括払い制」が新設され、診療回数制限・複数回診療の拒否が起る恐れがある。△診療回数制限▽
 - ④ 後期高齢者医療制度の対象外ではあるが、六五歳から七四歳までを対象に、高血圧、高血糖などのメタボリックシンドローム予防の画一的な対策が強制され、無理な減量により患者を新しくつくることにならないか? △メタボ対策を強制▽

を、自民、公明両党議員の多数で可決した。この条例改正の議決について、平松大阪市長は再議権(議会の議決事項を市長が異議あるときには議決後一〇日以内に再議決を求めることができ、再議決では賛成が三分の二以上でなければ議決は成立しない)を行使せず、これまで数十年続いていた組合費のチェックオフが禁止されることになった。組合費のチェックオフ制度は、労働基準法でもILO国際労働基準でも認める労働協約締結権・団結権などとともに重要な労働基本権で、これを侵すことは実質的な不当労働行為といえる。

この条例改正によりチェックオフが行われなければ、大阪市職労や大阪市教組などの非現業部門の組合(現業部門は、条例とは別に締結権にもとづく市当局との労働協約によりチェックオフが行われている)の組合費納入に深刻な影響が出る事が予測される。

三年前から、自民党を筆頭にマスコミを巻き込んで激しく行われた大阪市の労働組合攻撃が退職者会にも影響を及ぼしている。一昨年には、それまで市役所本庁の一角に市労連といくつかの市関係組合事務所と並んで置かれていた市職員退職者会、市RR厚生会(いずれも自治退)が市当局との再契約を拒否され市役所施設以外の民間ビルに移転を余儀なくされ、運営面でもそれまで以上の煩雑・不便が生じた。大阪市退協には、この二単会をはじめ交通、水道、自治退関係の八退職者会が結集しているが、出身母体の大阪市労連が受けている攻撃は、これら退職者会にも少なからず悪影響を及ぼす。



住民税も年金から天引き

— 来年一〇月から

年金受給者にとって影響の大きい「住民税の年金からの天引きが来年(平成一九年)一〇月から実施」が、国民の目が暫定税率や特定財源化、一般財源化に集中した今年度の地方税法改正の中に、こっそり含まれており、四月三〇日に衆議院で三分の二以上の与党の賛成で再議決され、法改正が強行された。これにより、この四月からはじめられた後期高齢者医療制度の保険料や国民健康保険料に加えてのもので、所得税、介護保険料と合わせると、年金からの天引き額はきわめて多額となり、年金受給者には深刻な問題である。